

# 市町村の合併の特例に関する法律における地方税の特例措置

参考4

第32次地方制度調査会の「市町村合併についての今後の対応方策に関する答申」を踏まえ、合併市町村における不均一課税等の特例措置を延長。

## 現行制度

- 市町村が合併した場合、新市町村において、基本的には税率や税目を同一にする必要があるが、地方税の税率が異なる市町村が合併し、直ちに税率が同一になることで、住民の負担に多大な影響が生じ、合併が円滑に進まなくなるおそれがある。そのため、一定期間は課税免除又は不均一課税をすることができる等の以下の特例措置が設けられている(市町村の合併の特例に関する法律第16条)。

合併に伴う住民の税負担の急激な増加を緩和するため、合併後5年度に限り、

- ① 課税免除・不均一課税をすることができる(同条第1項)。
  - ② 合併により人口30万以上となった場合であっても、引き続き事業所税を非課税とする(同条第2項)。
  - ③ 合併により三大都市圏の市となった場合、農地を宅地並課税の対象としない(同条第3項)。
- 市町村の合併の特例に関する法律の期限(平成32年(令和2年)3月31日)までの特例措置

## 改正内容

- 第32次地方制度調査会の「市町村合併についての今後の対応方策に関する答申」(令和元年10月30日)を踏まえ、市町村の合併の特例に関する法律の期限延長を前提に、合併市町村に係る地方税の特例措置の適用期限を10年延長。